

当為表現の構造と機能

井島 正博

はじめに

ここで論じようとする表現については、「当為表現」、「価値判断のモード」、「策動的モード」、「評価のモダリティ」などさまざまな呼び方がなされてきた。ここで「モード」・「モダリティ」という呼称がしばしば用いられているのであるが、「話し手の発話時における命題態度」といった厳密な定義を適用すれば、これらは「モード」・「モダリティ」と呼ぶことができないことは論を俟たない。ここでは、安易にこのような文法理論上での位置付けを予断するような呼称は避けたい。また「当為」というと外延が狭くなりすぎるので、「評価」と呼ぶ方がよいといった意見も見られるが、逆に「評価」ではどのような表現を指しているのか明確でないといった弊も見られる。そこでここでは、「当為」をやや拡張した意味で用いて、「当為表現」という最

も伝統的な術語を探ることにした。

そのように、呼称さえまだコンセンサスが得られていないことからわかるように、まだこの当為表現は、研究者間に共通の理論的枠組も形成されていない、開拓の進んでいない研究分野である。とはいっても、およそ一九九〇年以降、さまざまな方向からアプローチが試みられてきている。本稿は、それらの研究を踏まえて、当為表現が全体としてどのような体系を持ったものにとらえることができるかについて、考察を加えるものである。

1 条件文から見た当為表現

当為表現にはさまざまな形態が用いられるが、その多くは文法化を経て形成された複合辞である。しかもそれらの形態の半数以上は条件表現起源のものである。このように、

當為表現は条件文と密接な関わりがあることが予想される。ここで特に問題にしたいのは、条件文の前件・後件に共に否定を含む表現から派生した形態（ナケレバナライナイ・ナクテハイケナイ・ネバナライなど）が義務を表わし、前件・後件共に肯定である表現から派生した形態（テモイイ・ホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイなど）が許容を表わすのはどうかという問題である。

1・1 条件文の意味的特徴

まず、ここで必要とされる限りで条件文の意味特徴を簡単にしておくことにしたい。論理学において、条件文の真偽は前件と後件との真偽の組み合わせによって定まることになっている。すなわち、前件が真で、後件が偽の場合(1) b)のみが、条件文全体として偽となり、それ以外の場合は真となる。

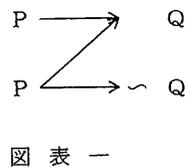
(1) 明日雨が降れば、運動会は中止だ。

- a 翌日雨が降り(真)、運動会が中止になった(真) ……真
 - b 翌日雨が降り(真)、運動会が開催された(偽) ……偽
 - c 翌日晴天になり(偽)、運動会が中止になった(真) ……真
 - d 翌日晴天になり(偽)、運動会が開催された(偽) ……真
- この条件文の真偽については、確かに、直観的には、前件が偽で後件が真の場合(1)c)に、どうして全体として

真となるのか、必ずしも納得しにくいところがある。

このことには幾通りかの解釈がありうるだろうが、自然言語の表わす意味という観点からは、次のように了解出来るのではないだろうか。すなわち、(1)の発話者は、明日雨が降った場合運動会は中止になり、雨が降っても運動会が開催されることはない、ということを手義通り主張しており、明日晴れた場合に運動会が中止になるかどうかに関しては何も述べていない、ということになるのではないだろうか。すなわち、明日晴れた場合には、運動会が開催されることも、他の事情で中止になることもあることが含意されていると言ふこともできるだろう。

条件文全体が真になる場合について、前件と後件を矢印で結ぶと以下のように示される(図表一)。このように、前件が真で後件が偽の場合だけ矢印のない、Z形の図が得られる。ここで、条件文で述べられている上段のことを「字義」、条件文では述べられていない前件・後件の肯否の反転した下段のことを「含意」と呼ぶことにしたい。



字義 含意

図表一

この了解からすると、論理学における条件文全体の真偽は、ある発話における字義と含意とを、前件・後件で表わされている出来事が発生した（あるいは確認した）後で追認したものということになる。しかしながら、出来事の発生（あるいは確認）以前における、発話の字義と含意とを、出来事の発生（あるいは確認）以後の真偽によって説明することは不自然さを拭いきれず、そこに違和感が生ずるのだと考えられる。

さて、その点は脇に置いておいて、図表一を改めて眺めてみると、条件文の発話において、前件が生起する場合（P）には必ず後件が生起する（Q）が、前件が生起しない場合（ $\sim P$ ）であっても後件が生起する（Q）場合があることを表わしている。このことを言い換えれば、前件は後件が発生するための十分条件であることを表わしていることになる。さらに補えば、自然言語の条件文は、原則として、

十分条件を表わす表現であって、必要条件を表わすものではないということになる。

1・2 義務・許容表現の構造

日本語の義務・許容表現を分析的に見ると、条件文の形をしている。すなわち、前件（P）の条件形にナラ（ナイ）、ヨイ、イイ、カマワ（ナイ）、ダメダなどさまざまなヴァリエーションを持つ後件（Q）が組み合わさっている。

- (2) a 山田は大学に行かなくてはならない。（義務）
 - b 山田は大学に行ってはならない。（禁止（否定義務））
 - c 山田は大学に行ってもいい。（許容）
 - d 山田は大学に行かなくてもいい。（否定許容）
- ここで前件と後件との肯定と否定との組み合わせと、その表わす意味を対応させると次のようになる（図表二）。

| | | | |
|-----------------------|----|----|----|
| | | 前件 | 後件 |
| 義務 | 否定 | 否定 | 否定 |
| 禁止（ \parallel 否定義務） | 肯定 | 肯定 | 否定 |
| 許容 | 肯定 | 肯定 | 肯定 |
| 否定許容 | 否定 | 肯定 | 肯定 |

図表二

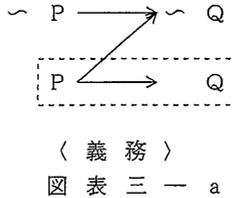
まず、〈義務〉は、前件にも後件にも否定が用いられている、いわゆる二重否定となって肯定的内容となるのに対し、〈禁止〉は、前件は肯定だが後件が否定であるので否定的内容となっている。また〈許容〉は、前件も後件も肯定が用いられているので肯定的内容となるのに対し、〈否定許容〉は、後件は肯定だが前件が否定となっているので否定的内容となる、と考えられる。

ここで、内容の肯定・否定も含めて、〈義務〉となるか〈許容〉となるかは、後件の肯否によって決まっているように思われる。すなわち、後件が否定であれば〈義務〉、肯定であれば〈許容〉という対応を示している(ここで以下、「いい」「ならない」に対応させて、特に後件が肯定の場合を「諾」、否定の場合を「否」と呼ぶことにする)。このことと、〈義務〉の場合は、なぜ前件・後件が、肯定・肯定ではなく、否定・否定とならなければならないのか、〈許容〉の場合は、なぜ前件・後件が、否定・否定ではなく、肯定・肯定でなければならないのか、という問題と密接に結び付いているようである。

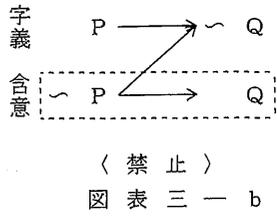
この問題はすでに前節で論じた、条件文の構造で説明できる。

まず、〈義務〉の表現であるが、注目するのは後件が諾の場合である。後件が諾であるのは含意の側にあり、それに対応するのは含意側の肯定の前件しかないことがわかる(図

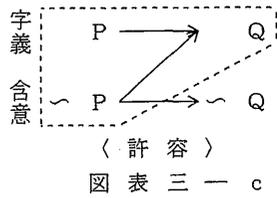
表三— a の破線部分)。このような条件を「必要条件」と呼ぶことにしたが、必要条件を諾の後件が受ける場合が〈義務〉となると了解できる。すなわち、(2) a 言えば、後件が諾であるのは前件が「大学に行く」である場合だけで、「大学に行かない」は常に否であり、「大学に行く」も場合によっては否となる(図表三— a)。



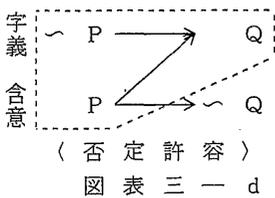
〈禁止〉(≡否定義務)も、この必要条件の構造で解釈される。すなわち、(2) b 言えば、後件が諾となるのは、前件が「大学に行かない」である場合しかなく、「大学に行く」は常に否であり、「大学に行かない」も場合によっては否となる(図表三— b)。



それに対して、(許容)は様子が異なる。後件の諾は字義の側にあるが、それに対応するのは字義側の肯定の前件および含意側の否定の前件の両者である(図表三一cの破線部分)。このような条件を「十分条件」と呼ぶことにしたいが、十分条件を諾の後件が受ける場合が(許容)になると了解できる。すなわち、(2)cで言えば、前件が「大学に行く」であれば常に諾であるが、「大学に行かない」であつても諾である場合もある、ということである。ただし、「大学に行かない」は否の場合もあることになる(図表三一c)。



(否定許容)も十分条件の構造で解釈できる。すなわち、(2)dで言えば、前件が「大学に行かない」であれば常に諾であるが、「大学に行く」であつても諾である場合もある、ということである。ただし「大学に行く」は否の場合もあることになる(図表三一d)



以上のように、それぞれの場合にそのような意味になることは説明が付いたのではないだろうか。このように、〈義務〉〈禁止〉の場合には、後件が諾であるためには、前件は肯定・否定の一方に限られているのに対して、〈許容〉〈否定許容〉の場合には、後件が諾であるためには、前件は肯定・否定どちらでもありうる。このことから、〈義務〉〈禁止〉の表現の前件にテハと、対比のハが用いられ、〈許容〉〈否定許容〉の表現の前件にテモと、並列のモが用いられることも説明できるだろう。

2 当為表現の基本原則と体系

ここでは、当為表現を貫く二つの基本原則を示し、それをもとにして当為表現の体系を構想してみたい。二つの基本原則の一つは、すでに第1節で触れた〈義務〉／〈許容〉であり、当為表現の根本にこの対概念が存在することは自明のことだろう。もう一つは〈付与〉／〈判断〉であるが、この対概念は当為表現に独特のものであると思われる。

2・1 義務と許容

井島(一九九三・一〇)にも論じたように、義務論理学によると、〈義務〉と〈許容〉と(二)ここでは義務論理子に〇、

許容論理子にPを宛てる)の間には、確かに次のように(3) aとa' (〇 \supset P \supset U)、(3) bとb' (〇 \supset TP \supset U)、(3) cとc' (〇TP \supset U)、(3) dとd' (〇 \supset TP \supset U)とが意味的に一致するというような関係がある。

(3) a 太郎はそのパーティーに出席しなければならない。

(〇 \supset U)

a' 太郎はそのパーティーに出席しなくてもよいというわけではない。(〇 \supset P \supset U)

b 太郎はそのパーティーに出席しないようにしなければならぬわけではない／出席してはならないわけではない。(〇 \supset U)

b' 太郎はそのパーティーに出席してもよい。(〇P)

c 太郎はそのパーティーに出席しなければならないわけではない。(〇 \supset U)

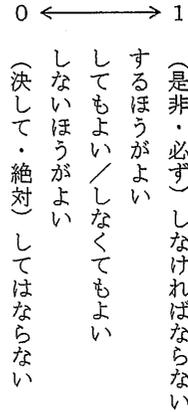
c' 太郎はそのパーティーに出席しなくてもよい。(〇 \supset U)

d 太郎はそのパーティーに出席しないようにしなければならぬ／出席してはならない。(〇 \supset U)

d' 太郎はそのパーティーに出席してもよいわけではない。(〇 \supset P)

この場合、拘束度あるいは許容度というパラメータを考えると、義務(拘束度1)と禁止(拘束度0、逆の意味の拘束)とを両端として、その間にさまざまな段階の許容度

が存在する。すなわち、埋め込まれる命題は肯定／否定という二者択一のパラメータを持ち、様相論理子は拘束度あるいは許容度という両端を持つ連続的なパラメータを持っている。



これらのことから、〈義務〉と〈許容〉とは表裏の関係にある対等な概念であり、否定を介して一方によって他方の意味を表わすことができる。そういう意味では、〈義務〉あるいは〈許容〉、いずれかの概念だけで済ませることもできるが、原理的にどちらがより本質的なものというわけではない。ここでは、〈義務〉と〈許容〉とが、当為表現に根本的な対概念であることを確認できれば充分である。

質問と応答のやりとりでも、自然なやりとりでは、〈許容〉を求めてそれを打ち消すときには〈禁止〉(否定義務)となり、〈義務〉を尋ねてそれを打ち消すときには〈否定許容〉となる。このことも〈義務〉と〈許容〉との対称的な構造を示唆しているように思われる。

(4) Q: 学校に行かなければなりませんか。

A: a ?? いや、行ってはいけません。

b いや、行かなくてもいいです。

Q: 学校に行ってもいいですか。

A: a ?? いや、行かなくてもいいです。

b いや、行ってはいけません。

さらに、これらの当為表現の間に見られる論理関係は、「強いる・強制する・強要する・義務付ける」あるいは「禁止する・禁止する」／「許す・許容する・許可する」などの動詞を用いても同じように成立する。

(5) a 太郎はパーティーに出席するように強いられている。

a' 太郎はパーティーに出席しないことが許されている。

ない。

b 太郎はパーティーに出席しないように強いられてはいない。

b' 太郎はパーティーに出席することが許されている。

c 太郎はパーティーに出席しないように強いられている(禁じられている)。

c' 太郎はパーティーに出席することが許されてはいない。

d 太郎はパーティーに出席するように強いられてはいない。

d' 太郎はパーティーに出席しないことが許されている。

ない。

d' 太郎はパーティーに出席しないことが許されている。

ない。

d' 太郎はパーティーに出席しないことが許されている。

このことは、田村(一九九八・一二)が主張するように、
当為表現は命題の中にあり、モダリティではないということ
とを支持しているように思われるが、指摘のみに留めたい。

ところで、このような対称的な論理関係が希望表現と結
び付く場合に、思わぬ非平行性が見られる。すなわち、行
為者の心情に関して、義務表現は当該行為を行うことを望
んでいない、むしろやりたくない(と予想される)場合に
用いられ、許容表現は当該行為を行うことを望んでいる(と
予想される)場合に用いられる。

(6) a 仕事に行きたく(なくても)ないが、行かなければ
ならない。

b ??仕事に行きたく(なくても)ないが、行かなければなら
ない。

c 仕事に行きたく(なくても)ないが、行つてはならない。

d ??仕事に行きたく(なくても)ないが、行つてはなら
ない。

a 仕事に行きたいなら、行つてもよい。

b ??仕事に行きたくないなら、行つてもよい。

c 仕事に行きたくないなら、行かなくてもよい。

d ??仕事に行きたくないなら、行かなくてもよい。

このような付随的な非平行性は見られるものの、以上見
てきたように、(義務)と(許容)とが当為表現の根本にあ
る概念であることは間違いないと思われる。

2・2 付与と判断

当為表現は研究の歴史が浅く、まだどのように体系化す
ればよいかに関して、コンセンサスが得られていないわ
けであるが、言うまでもなく、体系化の試みがまったくな
かつたわけでもない。最初に、ナケレバナライとベキダ
との相違に関する議論を中心に、これまでどのような体系
化が試みられてきたか概観したい。

阪田・倉持(一九八〇・三)は、日本語教育の教科書の
教師用教材ではあるが、ナケレバナライとベキダの違い
について指摘した、非常に早い段階のものである。

「なければならぬ／いけない」が行動に関する制約
そのものを表すのに対し、「べきだ」はいわば建前とし
てのあり方を述べているに過ぎない点に両者の違いが
ある。ただ、建前は建前としてそうあるだけでなく、
実際の行動をも制約することになるので、文脈によつ
ては道義的な意味合いを帯びることもある。

丹羽(一九九一・一二)は、ベキダとナケレバナライ
との用法の違いに関して、(7) a・bのような文における許
容度の違いなどをもとにして、以下のように記述している。

(7) a 今から銀行に、行くべきです／行かなければなりま
せん。

b 自分の進むべき／？進まなければならぬ道は自分で決めた。

・「べき」は、話者の主観において当該事態の実現を妥当なこととして要請するという判断を表す。

・「なければならぬ」は、当該事態の実現が要請される状況にある、ということを表す。

郷丸（一九九五・六）も同じくナケレバナラナイとベキダとを比較して、(8)aのように「法律に基づく行為であり、状況的に要請される度合いが極めて高い」場合、(8)bのように「運命」からの状況的要請の場合、(8)cのような「ある事柄が実現するために必要な条件となる事実」といった「状況的要請がかなり高い」場合には、いずれも「意志の自由度」がなく、そのためにナケレバナラナイが用いられ、「これらが「べきだ」と交換することができないのは、行為主体に意志の自由を与えることになるからである」と論じる。

(8)a 日本では、車は左側を通らなければならない／？通るべきだ。

b 人間はいつかは誰でも死ななければならない／？死ぬべきだ。

c 駅から学校まで行くには、一キロほど歩かなければならない／？歩くべきだ。

そして、最終的には両者の基本的意味は以下のようにま

とめられるが、むしろ状況等からの要請は二次的な現象ととらえ、「意志の自由度」が高いものがベキダであり、低い（むしろ自由度がない）ものがナケレバナラナイであるというように、「意志の自由度」というスケール上にナケレバナラナイ・ベキダを位置付けたものであると了解される。

・なければならぬ……行為主体の意志の有無に関わらず、状況的にあるいは話し手からの実現への強い要請。

・べきだ……話し手が状況的に妥当であると判断したことの行為主体への要請。この時、行為主体の意思は尊重される。

森山（一九九七・三）は、郷丸（一九九五・六）と同じように、スケール上に、ベキダ・ナケレバナラナイに留まらず、いわゆる義務的モダリティの諸形式のおよそすべてを位置付けようとするものである。ただ、ここで導入されるスケールは「事態選択の自由度」のスケールであり、「事態選択」に関しては以下のように説明される。

ここで問題にする形式群は、未実現の事態（タを付けないというレベルを仮にこう呼ぶ）が選択関係にあるということを表し、その選択の仕方に関するコメントを表すものとして整理できる（これを事態選択のモデルと呼ぶ）。

そのうえで、以下のようなテストを行うことによって、それぞれの形式がスケール上のどこに位置付けられるかを

確認することができるという。

矛盾選択テスト

〜するほうがよかった。が、しなかった。
 〜するべきだった。が、しなかった。

自由付加テスト

〜したほうがいいが、しなくてもいい。
 (本来は) 〜すべきだが、しなくてもいい。

否定並立テスト

〜してもいいし、〜しなくてもいい。

そして最終的に、以下のように各形式が事態選択の自由度というスケール上に並べられる(図表四)。

| | | | | | | | |
|------|-------------|----------|----------|----------|-------|---|---|
| | 低↑ | 事態選択の自由度 | | | | ↓ | 高 |
| | 世ををいしなげばならぬ | すべきだ | すべきでない | よい | | | |
| | そのがな | しなげな | | | | | |
| | 選択並立型 | 絶対的価値付与型 | 相対的価値付与型 | 相対的価値付与型 | 選択付加型 | | |
| | | (無比較) | (有比較) | | | | |
| 矛盾選択 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 自由付加 | — | — | ○ | ○ | ○ | | |
| 否定並立 | — | — | — | — | ○ | | |

しかるに、当為表現、中でも特にナケレバナラナイとベキダとの違いは、本当に「意志の自由度」、「事態選択の自

由度」といった単一のスケール上に位置付けられるものだろうか。言い換えれば、何らかの意味的な特徴の程度差に還元できるものなのだろうか。ここにはむしろ質的な差が見出されないものだろうか。

ここで、英語でモダリティを認識的モダリティ(epistemic modality)と義務的モダリティ(deontic modality)とに二分する議論を想起したい。英語では、しばしば助動詞が同一形態で認識的モダリティと義務的モダリティの両方の働きをする。その代表的なものに、認識的モダリティ・義務的モダリティそれぞれに対応する日本語の表現を宛ててみる。

| | | |
|------|--------|----------|
| must | ニチガイナイ | 義務的モダリティ |
| may | カモシレナイ | ナケレバナラナイ |
| will | ダロウ | テモイイ |
| can | アリウル | ツモリダ |
| | | デキル |

英語で同一助動詞が認識的モダリティと義務的モダリティとを兼ねていたのに対して、およそ現代日本語では、それぞれのモダリティには異なった形式が対応することになる。ただ、それが日本語の一般の特徴と言うことはできない。というのも、古典語にはベシのように明らかに両者を兼ねる助動詞も存在していた。

ここで認識的モダリティにあたる日本語表現を推量表現、義務的モダリティにあたるそれを当為表現と呼べば、両者

の大きな違いは、前者はあくまで認識の次元に留まり、およそ何らかの根拠から当該事態が実現する蓋然性を計算するものであるのに対して、後者は一方では認識の次元において何らかの根拠をもとに当該行為を行う義務性・許容性を計算する場合に用いられるが、他方では現実の次元で、何らかの行為を行う義務や許容を付与したり、逆に何らかの行為を行う義務や許容が付与されていたりすることを表わす場合に用いられることがあるのではないだろうか。

すなわち、当為表現には二つの系列が考えられるのではないだろうか。一つは、現実の世界で発話時に話し手が聞き手に何らかの義務や許容を付与するものであり、義務や許容を与える者、すなわち「付与者」が、それらを与える者、すなわち「被付与者（行為者）」に義務や許容を付与するものである。この系列のものを「付与」と呼ぶことにするが、〈付与〉にはこのように、まず付与者が被付与者に義務や許容を与える用法（①「付与用法」）が見出される。

(9) a 君は明日七時に出勤しなければならぬ。

b 君は仕事が終わったのなら帰ってもいい。

さらに、すでに何らかの義務や許容が付与されていることを表わす用法（②「被付与用法」）も〈付与〉に含まれる。

この場合、付与者が明確に存在する場合だけではなく、法律や規則、その他の状況によって義務や許容が付与され、

被付与者に付与された状態であることを表わす。そのような意味で、しばしば「客観的」表現だとも言われる。

(10) a 私は明日七時に出勤しなければならぬ。

b 私は仕事が終わったのでいつ帰ってもいい。

もう一つの系列は、当該の義務や許容が存在するものかどうか、判断するものであり、当該の判断を下す「判断者」がその判断を下される「被判断者（行為者）」に対して判断を下すものである。この系列のものを「判断」と呼ぶことにしたい。〈判断〉にはこの「判断用法」一つしかない。

(11) a 君は明日七時に出勤するべきだ。

b 君は仕事が終わったのなら帰ったほうがいい。

ただし、〈付与〉の場合、義務や許容がすでに付与されているかどうか、必ずしも明確でない場合も少なくない。そのような場合、被付与用法が拡張されて〈判断〉も表わすこともある（③「判断用法」）。

(12) a 君は明日七時に出勤しなければならぬ（と思う）。

b 君は仕事が終わったのなら帰ってもいい（と思う）。

ここにおいて、〈付与〉の拡張用法としての判断用法と、本来の〈判断〉の用法とは、意味が接近して、しばしば置き換えてもあまり違いがなくなってしまう。

・〈付与〉

付与者 被付与者

A ⇄ B ①付与用法

φ ⇄ B ②被付与用法

・〈判断〉

判断者 被判断者

A' ⇄ B' 判断用法

図 表 五

ところで、この〈付与〉と〈判断〉に非常に近い概念として、森山(一九九二・七)に挙げられた「必然判断系」「妥当性判断系」がある。そこではまず、「とるべき事態に選択の余地があるかどうか」という内容の「選択余地の前提」を根本に据える。その上で、ベキダ・ホウガイイは「統制者にとっては選択可能な余地があるという前提があり、その中で一つの事態に妥当性が提示されるという意味になっているのである。選択の余地があるからこそ、判断のあり方は有意味である。」として、これらを「妥当性判断系」の形式と呼ぶ。それに対して、シナケレバナラナイは「そうした選択の余地はなく、ある種の必然的な状況を表すものと言える。」として、これを「必然判断系」の形式と呼ぶ。

このように、〈付与〉と〈判断〉、必然判断系と妥当性判断系とは、特に義務側に関しては、ほぼ外延は一致するのであるが、後者が特に選択余地の前提を中心に据える点

で大きく異なっている。

さらに、森山(一九九七・三)では、ナケレバナラナイに関して、「主観的把握」という意味と客観的規制とでもいうべき意味の違いがある」として、前者は「意見」を表わすもので、「と思う」を下接できるが、後者は規制を表わすもので、「と思う」を下接できないという。

(13) a 学生は平和について考えなければならぬ。

a' 学生は平和について考えなければならぬと思う。

b 転入者は一週間以内に届けを出さなければならぬ。

b' *転入者は一週間以内に届けを出さなければならぬと思う。

このことは、(13) a が判断用法、(13) b が被付与用法であるからであると説明できる。すなわちすべてが判断用法であるベキダ・ホウガイイにはおよそすべて「と思う」を下接することができるが、ナケレバナラナイも判断用法の場合には「と思う」を下接することができるのである。言うまでもなく、付与用法・被付与用法のナケレバナラナイは「と思う」を下接することはできない。

ここで思い合わされるのが、田野村(一九九〇・九)で議論された、言い切り断定文の二類型である。形は同じ文であっても、(14) a のように、何らかの証拠をもとにその場で推量する「推量判断実践文」と、(14) b のように、話し手が事前に知っていることを述べる「知識表明文」とに分け

られるという。このうち前者は(14) a'のように「と思う」を下接することができるが、後者は(14) b'のように「と思う」は下接できない。

- (14) a (あの風体からすると) あいつはヤクザだ。
 a' (あの風体からすると) あいつはヤクザだと思う。
 b (知らないなら教えてあげるが) あいつはヤクザだ。
 b' * (知らないなら教えてあげるが) あいつはヤクザだ
 と思う。

すなわち、本稿の、判断用法と被付与用法との二類型ならびに、森山(一九九七・三)で指摘された、ナケレバナライの「主観的把握」と「客観的規制」という二類型は、この推量判断実践文と知識表明文の二類型に対応するものではないだろうか。ただし、付与用法に関しては、断定文の類型には存在しないものである。

2・3 二つの基準による当為表現の体系

以上で検討してきた(義務)／(許容)、(付与)／(判断)という二つの基準を組み合わせ、そこに当為表現の形式を割り振ってみる(図表六)。ここにはさらに肯定／否定という基準も加わっているが、これは肯定と否定とで必ずしも並行的でない場合があるからである。たとえば(義務付与)の条件文出自の形式は、肯定の場合はナケレバく、

ナケレバく、ネバくの形があるが、否定の場合はテハくしか存在しない。また、肯定の場合はザルユエナイ、シカナイが用いられるが、否定の場合にはそれに対応する形がない。さらに(義務判断)の肯定の場合のベキダに対応する否定の形は、ナイベキダではなくて、ベキデ(ハ)ナイと否定の付く位置が上下逆となっている。

| 判 断 | 与 付 | | 許 容 |
|------------------------------------|---|---------------------|----------|
| | 肯定 | 否定 | |
| ベキダ モノダ コトダ | ナシレバ ナシハ ネバ ザルユエナイ ナイライニカナイ シカナイ | テハ イタイ そのほか | 肯定 否定 |
| ベキデナイ ナイモンダ ナイコトダ | ワニカナイ | テモイイ テイイ そのほか | 肯定 否定 |
| ハウガイイ トイイ バイイ タライイ | ガイイ | ナシモイイ ナシテイイ | 肯定 否定 |
| ナイホウガイイ ナイトイイ ナレベイ ナカクタイイ | | | |

図表六

さて、先行研究を通観する中で、郷丸(二九九五・六)

で「意志の自由度」、森山(一九九七・三)で「事態選択の自由度」という一次元的なスケール上にこれらの当為表現

を位置付けようとする試みを見た。ここで、〈義務〉／〈許容〉、〈付与〉／〈判断〉という二つの基準を差分類した

当為表現の類型化を行ったが、「意志の自由度」、「事態選択の自由度」という観点からすれば、〈義務〉／〈許容〉とい

う対概念は、〈義務〉の方がどちらの自由度も小さく、〈許容〉は自由度が大きいと了解され、また〈付与〉／〈判断〉

という対概念も、〈付与〉の方がどちらの自由度も小さく、〈判断〉は自由度が大きいと了解されるように思われる。

というのも、〈義務〉は、行為者が当該の行為を行うように拘束されるわけであるから、行為者の意志や事態選択の自由はないのに対して、〈許容〉は、行為者が当該の行為を行うことも行わないことも許されているのであるから、行為

者の意志や事態選択の自由は大きいと考えられる。他方で、〈義務の〉(〈付与〉)は、義務と同じく、行為者が当該の行為を行うように拘束されるわけであるから、行為者の意志や

事態選択の自由はないのに対して、〈義務の〉(〈判断〉)は、単に判断者によって行為者の義務の有無が判断されるだけ

であり、判断者によって拘束を受けるわけではないので、行為者の意志や事態選択の自由度が若干あるように見える

わけである。ただ、〈許容付与〉(というより〈付与〉)と〈判

断〉とは、どちらのほうが行為者の意志や事態選択の自由度

が大きいかは、一概には決めがたいのではないだろうか。要するに、〈義務〉／〈許容〉、〈付与〉／〈判断〉という異

質な二組の対概念を、強引に一次元的なスケール上に並べて見せたのが、意志や事態選択の自由度という考え方であったのではないだろうか。

ただ、このように当為表現の全体像を描いてみると、〈許容判断〉の箱に入っている諸形式が違和感を与える。〈許容

判断〉は、単に複数の選択肢が許容されていることを判断するだけではなく、むしろ他の選択肢よりも当該の選択肢

の方が望ましいことを表わしている。この点に関しては、第3節で検討したい。

3 隣接する各類型の関係

前節では、〈義務〉／〈許容〉、〈付与〉／〈判断〉という

二つの基準を組み合わせて、四つの領域を画定し、そこに当為表現の形式を分配した。本節では、隣接する類型ごとに

共通点と相違点を明らかにする。それによって、当為表現体系全体をこのようにとらえてよいものかどうか、そ

れぞれの関係が自然なものかどうかを検討する。

〔義務付与〕にはナケレバナライ、〔許容付与〕にはテモイを代表として検討を加えたい。さて、〔付与〕に関しては、三つの用法に分けられた。以下、各用法ごとに見ていく。

①付与用法

聞き手に対して直接義務や許容を付与する用法は、ナケレバナライ・テモイいずれも持っている論じられ、ここでもそのように考えてきた。

(15) a 君は明日の午前中に研究室に行かなければならない。

b 君は明日の午前中に研究室に行ってもいい。

しかしながら、実際の用例を見渡してみると、テモイが許容を付与する用例は多く見られるが、ナケレバナライが義務を付与する用例は極めて稀である。たとえば、テモイの例は以下のようにいくらでも見出すことができる。またこれらの例は、聞き手に対して直接許容の付与を行うのであるから、当然会話文中に見出される。

(16) a 「いいのよ、浜さん、ちっとも遠慮することはないのよ、冬だと布団が足りないけれど、今なら四人ぐらいどうにかなるわ。それに明日は日曜だから、譲治さんも内にいるし、いくら寝坊してもいいことよ」

谷崎潤一郎『痴人の愛』 280

b 「あたし大丈夫よ、ただこうやって騒いでるだけよ、だから安心して寝ていいわ。……それともほんとは気が揉めるなら、ちよつと此方を見てみない？ 何も痩せ我慢しないだつて、——」

谷崎潤一郎『痴人の愛』 290

c ……どうして私と別れなくてはならないの？ ……

どうして今のままで居られないの？ ……あなたは誰かほかの人が好きになつてもいいわ。誰かと結婚したつていいわ。

石川達三『青春の蹉跎』 273

d 「近所の生花の女師匠だよ。もうじき、彼女は生花を習つていて、こんな風に一人で活けられるようになったら、俺はもう飽きが来たんだ。まだ若いきれいな師匠だよ。何でも、戦争中、軍人と出来ていて、子供は死産だったし、軍人は戦死するし、その後は男道楽がやまないので、小金をもつてる女で、生花は道楽に教えているらしい。何だったら、今夜、君がどこかへ連れて行つてもいいよ。どこへでも彼女は行くだろう」

三島由紀夫『金閣寺』 316

e 「どこか行くところがあるんらしいけれど、…もう日ぐれだし、困ったね。——なんなら、あんまり気の毒だから、少しのあいだ、うちに置いてあげても

いいよ。」 山本有三『路傍の石』 453

否定を含んだナクテモイイも珍しくはない。ただナクテモイイは行為が不要であることから、禁止に近い意味にもなる。(17)(c、e)。

(17) a 「あなたのはすぐになおるわ」と彼女は私の耳もとで囁いた。「ちゃんとなおしてあげる。でもべつに急いでなおさなくてもいいのよ。…」

村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』 318
b 吾一は板のまにすくんでしまった。「いま時分、そこへなんか行かなくていいのよ。こつちへこつち。」

山本有三『路傍の石』 249
c 「何をしてやがるんだなあ、早くこしらえてやればいいのに。——いや、もう、したくなんかしなくってもいい。おい、吾一、お、おとつあんといっしよに行こう。きょうは、おとつあんがごちそうしてやる。」

山本有三『路傍の石』 270
d 「いやいや、そんなにしてくれなくってもいい。奉公に行ったら、店が第一だ。おそくなってしかられるといけないから、早くお帰り。」と、先生はせき立てるように言った。

山本有三『路傍の石』 331
e 「おやすみなさい」を言い、引きまがるうとすると、「今から寝なくともいいよ。——聞きたいことがあるから、ちょっと、こつちへおぐで。」あたまからどな

りつけられてしまった。」 山本有三『路傍の石』 487

f 「ええ、本当ですとも。じゃ、すぐ行って持ってきてましよう。」「いや、焼けなかったということさえ分れば、それで安心だ。すぐでなくともいい。」

山本有三『路傍の石』 798
しかるに、ナケレバナライの付与用法の例は、極めて稀である。そもそもナケレバナライが会話文に用いられる割合も、テモイイに比べると明らかに小さい。また、付与用法の例も、客観的に見てそのような義務がある、と言うことによつて間接的に義務を付与するような意味合いが感じられる。

(18) 「今、お宅では、それは、それは、子供達のことを心配していらつしやるから、居場所ぐらひは明かしておかなければいけません」 曾野綾子『太郎物語』 411

このことは、聞き手に義務を付与する表現としては、命令形その他を用いることができるために、ナケレバナライが付与用法で用いられることはそれほど求められないからであると思われる。

さて、テモイイが話し手自身を主語にして、話し手自身の意向を述べる、あるいは相手の求めに応じて承引する用法、これを(申し出)用法と呼べば、これもテモイイの付与用法と深く関わっているように思われる。典型的付与用法は、聞き手が何らかの行為をすることを聞き手に対して

許容する用法であったが、(申し出)用法は、話し手が何らかの行為をすることを聞き手に対して許容する用法である、と言うことができそうである。

(19) a 「なんでしたら僕も一緒に行ってもいいんです。いま、しかけている仕事の方も、丁度それまでには片がつきそうですから……」

堀辰雄「風立ちぬ」164

b 無口な彼女はそんな場合にもいたって言葉数が少ない方で、嬉しいのだからつまらないのだから、いつも大概はむつつりとしています。そのくせ私が誘うときは、決して「いや」とは云いませんでした。「ええ、行ってもいいわ」と、素直に答えて、何処へでも附いて行くのでした。

谷崎潤一郎『痴人の愛』18

c 「そうね。私も、実は感心していたの。シゲ子にいつもかいてやってっている漫画、つい私まで噴き出してしまふ。やってみたら、どう？ 私の社の編輯長に、たのんでみてあげてもいいわ」太宰治『人間失格』162

d 「どうして国立へ行かないんだ。そんな医者、信用できないよ」「大丈夫よ。まちがいありませんって言ったわ。それからね、もし御希望なら始末を上げて上げてもいいです、いまのうちなら何とか出来ますよって、そう言ったわ。だから、やっぱり本当よ」

石川達三『青春の蹉跌』341

e 「ただ金、金とさわいだところで、金がふって来る

はずもなからう。だが、せつかく来たものだからすこしぐらいなら用立ててもいい。洒落や道楽で出すわけじゃない。きみに早く帰ってもらおうと思つてな。こつちはいそがしいからだからきみの相手なんかしておれん。」

石川淳「山桜」170

f 「その人なら僕の従妹と同じ学校にいる人だろう。どんな人か従妹の人に聞いて見てもいい。いい人だと思うが」

武者小路実篤『友情』35

g 「だから、おめえがな、やめてえと言ふんなら、おれ、作ちゃんに話してやってもいいぜ。——どうだい。あんなこと、やめにしちゃ……」吾一は自分の耳を疑ぐった。

山本有三『路傍の石』135

このような用法は義務の付与には、原理的に考えにくい。すなわち、話し手自身が何らかの行為をすることを聞き手に対して義務づけるなどという状況は、非常に特殊なものである。たとえば、話し手自身が居眠りをしないように聞き手に依頼するような場合に、「(私を)眠らせないようにしなければならぬ」などと言うことは、ありえないことではないが、日常的に滅多に見られるものではないだろう。また、テモイイには、疑問表現を用いて、テモイイカという形で聞き手に許容を要求する用法も用いられる。

(20) a 「音を出してみてもいいですか？」と僕は訊いた。」と青うぞ、構いませんよ。そのためのものだから」と青

年は言った。

村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』 1055

b 「でも何かしら、この踊っている連中の中を突ツ切つてもいいのかしら？」 谷崎潤一郎『痴人の愛』 217

c 「ときどきダンスに行かしてくれる？」 「うん」 「いろいろなお友達と付き合ってもいい？ もう先のように文句を云わない？」 「うん」

谷崎潤一郎『痴人の愛』 616

d 「よし、そんなら、夢の国に連れて行く。おどろくな、酒池肉林という、……」「カフェか？」 「そう」 「行こう！」 というような事になって二人、市電に乗り、堀木は、はしゃいで、「おれは、今夜は、女に飢え渴いているんだ。女給にキスしてもいいか」

太宰治『人間失格』 112

それに対して、ナケレバナライを疑問文として用いた場合には、決して義務を要求する表現とはならず、②の義務の被付与用法あるいは③の義務の存在の判断用法として、義務が存在すること、あるいは存在すると思われるかを尋ねる意味となる。

(21) a 「君から頼んでみてくれよ。」「私がどうしてそんな

ことしなければならぬの？」「友だちだって思ってるんだ。友だちにしときたいから、君は口説かないんだ。」

川端康成『雪国』 30

b その警官は、なぜそうしなければならぬのか、まったくわかっていなかったことだろう。警官ばかりでなく、だれにも理解できないことだった。本社の書類をよく調べるよりもさきに、全国の銀行にしらみつぶしに当り、取引を停止させなければならぬとは……

星新一『人民は弱し官吏は強し』 469

c 「……お時さんは、お店に前の日からお休みを申し出ていたそうですから、覚悟の心中だったのでしょね。いい人でしたが、かわいそうなことをしましたわ。なぜ、死ななければならぬのか、お時さんの方には心当りがありません。……」 松本清張『点と線』 81

d 学校は、軍隊がそうするように、あたしに制服を着せ、汗臭い規則をおしつけました。なぜあたしは毎朝定刻に起床し背囊はいぶくろをしょってでかけて死ぬほど退屈な教練をうけなければならないのでしょうか。なぜあたしはあの囚人服よりみつともない制服を着なければならぬのでしょうか。無意味にひだの多いジャンパー・スカートはおびただしい埃ほこりを吸いこんで女囚の匂いを放ちます。

倉橋由美子『聖少女』 100

e 自分が死ぬのは厭いやだったけれど、人を殺すというこの懼るべき言葉は、僕の良心を極度にまで激昂させるのに充分だった。それに敵、——敵とは何だろう、僕が自ら選んだでもない敵、何故につまらないイデオ

ロギイの相違から、人は相互に殺し合わなければなら
ないのか。
福永武彦『草の花』393

これも、原理的に、話し手が自分自身に対して義務を要
求するということは、極めて特殊な状況であるためであろ
う。そのような場合でも、「我に七難八苦を与えたまえ」と
いうような言い方はできるが、「我に七難八苦を与えなけれ
ばならないか」という言い方で義務を要求することにはな
らない。

② 被付与用法

すでに事実として何らかの義務や許容が付与されている
ことを述べる場合にも、ナケレバナライやテモイが用
いられることは、これまでも指摘されている。典型的な
被付与用法は、法律や規約の場合である。

(22) a 当マンションの住人は共益費を支払わなければなら
ない。

b 当マンションの住人は一階会議室を自由に使っても
よい。

しかしながら、実際の用例を見渡してみると、①の付与
用法とは逆に、この用法はナケレバナライには多く見
出すことができるが、テモイにはあまりなじまない。ナケ
レバナライのような例は以下のようなものである。

(23) a 私もそんなに嫌がるものを無理に知りたくはないの

でしたが、しかし彼女の希望を表現させる為めには、
矢張どうしても家庭を訪れて彼女の母なり兄なりに篤
と相談をしなければならぬ。

谷崎潤一郎『痴人の愛』32

b 何よりかより彼女を怒らせてしまつては一番いけな
い、彼女が「むじ」を曲げないように、決して喧嘩にな
らないように、そうかと云つて此方が甘く見られない
ように、上手に切り出さなければならぬ。で、それ
には此方が裁判官のような態度で問い詰めて行くのは
最も危険だ。
谷崎潤一郎『痴人の愛』424

c 今度は郁子も余りくどくどは云わなかつた。それだ
け一方白けた気持もあつたに違ひない。良人を信じて
いなければならぬ。良人の言葉を疑うのは不快だ。

自分のこういう心持をそのまま、利用して、十月余り
うまうま自分を欺いていた。日頃立派な口を利用して
る割にそういう事が平気なのはどうか云うのだろう、こ
んな事を思うらしかつた。
志賀直哉『晩秋』448

d 田中の停車場へ着いた頃は日暮に近かつた。根津村
へ行こうとするものは、ここを下りて、一里あまり小泉
の傾斜を上らなければならぬ。島崎藤村『破戒』216
e 彼はそういう考えのもとに、ひそかに逃げだす機会
をねらつていた。たいした荷物もないけれど、逃げだ
す時には、それを持つて行かなければならぬ。

f 「こつちは前途ぜんとのある青年です。相手はきちんとした社会人である。車をまっすぐ走らせていければ追突されなかった。これをだいいちに考えなければならぬ」と区会議員はがんばった。

立原正秋『冬の旅』 242
 事実として何らかの義務が付与されているということは、一種の状態と了解することができ、状態述語＋ナルで状態変化を表わすように、ナケレバナラナク＋ナルで、義務の発生を表わす表現も少なからず見出される。

(24) a 彼女と一緒に歩けなければ何の楽しみもありませんから、私にしても所謂「気の利いた」服の一つも拵えなければならぬ。そして彼女と出かける時は電車も二等へ乗らなければならぬ。つまり彼女の虚栄心を傷けないようにするためには、彼女一人の贅沢では済まない結果になるのです。

谷崎潤一郎『痴人の愛』 201

b あの小男の商人と、ヨシ子とのあいだに、少しでも恋に似た感情でもあつたなら、自分の気持もかえつてたすかるかも知れませんが、ただ、夏の一夜、ヨシ子が信頼して、そうして、それつきり、しかもそのため自分の眉間は、まっこうから割られ声が嘎れて若白髪がはじまり、ヨシ子は一生おろおろしなければならなくなつたのです。

太宰治『人間失格』 218

c ただ一つその夏の出来事として、私の心にむしろ薄暗い影を投げたのは、叔父夫婦が口を揃えて、まだ高等学校へ入ったばかりの私に結婚を勧める事でした。それは前後で丁度三四回も繰り返されたでしょう。私も始めはただその突然なのに驚ろいただけでした。二度目には判然はつぜん断りました。三度目には此方こゝろからとうとうその理由を反問しなければならぬになりました。彼の主意は単簡たんかんでした。早く嫁を貰つて此所こゝろの家へ帰つて来て、亡くなつた父の後を相続しろと云うだけなのです。

夏目漱石『こころ』 294

d 「Kから聞かされた打ち明け話を、奥さんに伝える気になつた私わたしは、『いいえ』といつてしまつた後で、すぐ自分の嘘を快からず感じました。仕方がないから、別段何も頼まれた覚おぼえはないのだから、Kに関する用件ではないのだと云い直しました。奥さんは『さうですか』と云つて、後を待っています。私はどうしても切り出さなければならぬになりました。私は突然『奥さん、御嬢さんを私に下さい』と云いました。…」

夏目漱石『こころ』 492

e 人格とは秩序である、自由というものも秩序である。……かようなことが理解されねばならぬ。そしてそれが理解される時、主観主義は不十分となり、何等か客観的なものを認めなければならぬであらう。

それに対して、テモヨクナナルで許容の発生を表わす例は極めて稀である。

(25) 「あたしもう剃刀ひみそりを持たなくつてもよくなつたので、でもふしぎなもんね」おのぶは肩をちぢめた、「あの人が

おかみさんとそうなつたら、こんどは自分の男を取られたような気がするんですもの、女つてへんなもんだと思うわ」 山本周五郎『さぶ』 687

このように、被付与用法ではナケレバナラナイは多く用いられるが、テモイイは決して多くはない。このことをさらに法律で確認しておきたい。法律はいわば国民の義務と権利を集成したものであると考えられるが、義務や権利は国民に対して外在的に付与されたものである。ということとは、実際の法律文書は、根本理念や概念規定、例外規定などと並んで、義務や権利（許容）の表現から構成されていると考えられるが、実際、民法の以下の一節を見ても、義務や権利（許容）の表現が半数以上を占めるように思われる。

(26) 第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならぬ。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

〈中略〉

第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

ここで、義務表現にナケレバナラナイが用いられているのは当然として、権利表現にコトガデキルが用いられていることに注意したい。ちなみに、民法の公式の英訳によると、このコトガデキルは、以下のように、機械的に、canではなく、mayと訳されている。要するにどうやら、法律の世界では、実は逆に、もともと英米法では、mustとmayとは、義務と権利とを表わす表現として固定しており、それを日本語では、ナケレバナラナイとコトガデキルという訳を与えていたということのようである。

(27) Article 1 (1) Private rights must conform to the public welfare.

(2) The exercise of rights and performance of

duties must be done in good faith.

.....

Article 5 (1) A minor must obtain the consent of his/her statutory agent to perform any juristic act; provided, however, that, this shall not apply to an act merely intended to acquire a right or to be relieved of a duty.

(2) A juristic act in contravention of the provision of the preceding paragraph may be rescinded.

(3) Notwithstanding the provision of paragraph (1), in cases the statutory agent permits the disposition of property by specifying the purpose thereof, a minor may freely dispose of the same to the extent of such purpose. The same shall apply in cases his/her statutory agent permits the disposition of the property without specifying any purpose.

このように、法文上、ナケレバナラナイの対義語としてはコトガデキルが用いられていることは明らかであるが、これはテモイイが専ら許容の付与表現として用いられ、許容の被付与表現には用いにくいいため、コトガデキルで代替されたものであると了解できる。

このように、しばしば許容の被付与用法には、テモイイではなくて、コトガデキルをはじめとする可能表現が用いられるようである。そのためにテモイイの被付与表現はそれほど用いられないものと了解できる。

③ 判断用法

話し手がその場で当該の行為の義務や許容の有無を判断する判断用法は、ナケレバナラナイにもテモイイにも数多く見出すことができる。それには、森山（一九九七・三）に挙げられた、「と思ふ」が下接する例が両者に見出されることで確認できる。ナケレバナラナイの例は以下のようなものである。ただ、次節で見るように、森山（一九九二・七）では、「判断」の場合には一人称主語はとりにくいと論じられているが、以下の例は一人称主語のものを少なからず含んでいる。しかしながら、これらは地の文であったりして、行為者としての「私」と判断者としての「私」とが分裂しているために、人称制限は解除されているものと思われる。

(28) a ただこういふ風に物を解きほどいて見たり、又ぐるぐる廻して眺めたりする癖は、もうその時分から、私にはちゃんと備わっていたのです。それは貴方にも始めから御断りして置かなければならないと思ひますが、その実例としては当面の問題に大した関係のないこんな記述が、却って役に立ちほしくないかと考えます。

夏目漱石『こころ』 283

b 私は何の分別かんべんもなくまた私の室に帰りました。そうして八畳の中をぐるぐる廻り始めました。私の頭は無

意味でも当分そうして動いていろと私に命令するので
す。私はどうかしななければならぬと思ひました。同
時にもうどうする事も出来ないのだと思ひました。

夏目漱石『こころ』 513

c この愛は一時的なものだ。グレンデの下まで辿りつ
き、無事に宿に帰れば、それつきりで過ぎてしまふ幻
のような愛の姿だ。けれども彼は女を愛し、女を助け
なければならぬと思つていた。

石川達三『青春の蹉跎』 97

テモイにも以下のような例が見出される。

(29) a 結局割が悪いという言葉はそのまゝになつたが、お

清はそんな事を云つても彼は又還つて来るに違ひない、

若し又還つて来なければ来なくてもいいと思つたら

しかつた。お清は他の事でも、面倒臭くなると、直ぐ

そう荒く考える方だつた。 志賀直哉『晩秋』 455

b 僕は財布に百二十円と、ばら銭を幾らか持つていた。

水を買つてくれる人がいたら、コップ一ぱい百二十円

出してもいいと思つた。こんなときには、葉茶を割れ

ばいいと聞いたことがあるのを思い出した。茶の木の

生の葉でも翳りたいと思つた。井伏鱒二『黒い雨』 162

c 帰りの汽車は楽しいものだつた。野島は久しぶりに

東京へ帰るのは嬉しかった。夏の夕方の東京を野島は

好きだつた。殊に本屋へ行って本をさがすのが好きだ

つた。又久しぶりに自家の人に逢うのも自家に帰るの
も嬉しかった。しかし汽車がいつまでも、いつまでも
東京につかなければいいと思つた。このまま極楽まで
行つてもいいと思つた。 武者小路実篤『友情』 174

d 給金のことを聞かずにきたのは、抜けていたと言え
ば抜けていたが、おばあさんの言うように、金だけが
大事なものとも思つていなかった。どこへ行つたつて、
最初から、そう給金がもらえるものではないのだから、
自分の一生の仕事が覚えられるところなら、はじめは
我慢してもいいと、彼は思つてるところを言つ
た。 山本有三『路傍の石』 517

e 洋食皿に分けてもらった肉が、どんな思いで私のの
どを通つたか。私は色んな人の姿を思い浮べた。そし
てみんなくだらなく思えた。松田さんと結婚しても
いいと思つた。夕食のあと、初めて松田さんの部屋へ
遊びに行つてみる。 林芙美子『放浪記』 86

同様に、ナケレバナライナイにダロウをはじめとする推量
表現が下接する例も見られる。

(30) a 僕は部をやめることは出来ないだろう。僕は仲間と
一緒にあつて、一人苦しみ、その苦しみを表に見せな
いようにしなければならぬだろう。

b 僕は今日までに、ただこの少女一人の他に愛した女
福永武彦『草の花』 207

はいない。それにも拘らず、彼女の顔かたちを正確に思い出し得ないというのは、そこに何等かの理由がなければならぬだろう。

福永武彦『草の花』 301

c 強風を受けても飛ばされないもの、それは、風圧の通り抜ける個所のある、つまりスタレに近いものでなければならぬはずだ。

吉村昭『戦艦武蔵』 65

d 朝鮮戦争はどんづまりにおちこんでいつまでも解決の見とおしがつきそうにない、そして戦争が終つたとしてもおれはアシュレイを憎みながら、しかもいつまでもあいつと一緒にくらしがいかなければならぬだろう。

大江健三郎「戦いの今日」 478

e 仇討である。これ以外に、すでにひきさかれてしまった過去の義竜をすくう道はない。でなければ義竜はこの場の戦慄とおどろきを永久につづけていなければならぬであろう。

司馬遼太郎『国盗り物語』 1794

(31) a また、テモイイにも推量表現が下接する例も見出される。賢一郎は滑って行く登美子の中腰になつたうしろ姿を追うて、自分もゆっくりと滑りながら、この女は自分の危機を知っているのかしらと思つた。知らないでいるとすれば感受性の不足であり、知っているにすれば、まるで恐れを見せない。一番悪く解釈すれば、もはや幾度かの体験をもっているのかも知れない。登美子の性格と不用心な態度から考えれば、そういうこと

も無かつたとは限らない。しかしまだ十八だ。むしろ原因は彼女の無知であると考えてもいいだろう。

石川達三『青春の蹉跌』 93

b 人間の造つた社会、人間の造つた制度には、弊害のないものはない。弊害をすくなくし、制度の欠陥をおぎなうために、法律が制定される。法律の重要さはそこにある。個々の条文ではなく、立法の根本精神を確立することだ。しかしその法律は国会がつくる。遠い将来のことになるが、おれは国会議員になることを考えてもいいのではないだろうか……。

石川達三『青春の蹉跌』 160

c 「八王子の農園にバラックの小屋を建てさせて下さい。ぼくたち、結婚したら自分そこに住みます。」とくにそう発言する必要はなかつたはずである。だまつていたままでもよく、またなにかほかのことをいってもよかつたろう。しかし、そういつてしまったということとは自己決定的であつた。

石川淳「処女懐胎」 389

d 僕も漸く泣くことが出来た。仮令どういふ都合があつたにせよ、いよいよ見込がなくなつた時には逢わせてくれてもよかつたろうに、死んでから知らせるとは随分ひどい訳だ。民さんだつて僕には逢いたかつたろう。嫁に往つてしまつては申訳がなかつたろうけれど、それでもいよいよの真際になつては僕に逢いたか

つたに違いない。伊藤左千夫「野菊の墓」 94

e 「君は鴨川と親しかつたのか」「まあね。俺流に親しかつたのだ。しかしあいつは生前、俺の友達と見られることをひどくいやがつていた。それでいて俺にだけ、打明け話をしていたんだ。死んでもう三年たったから、人に見せてもいいだろう。特に君が親しかつたから、君にだけはいつか見せるつもりだった」

三島由紀夫『金閣寺』 461

このように、判断用法に関しては、ナケレバナライもテモイも数多く見出すことができる。

以上の結果をまとめると以下のようになる(図表七)。すなわち、ナケレバナライは被付与用法・判断用法は多く見られるが、付与用法はあまり発達していない。これは、ナケレバナライを付与用法で用いるような場合には命令表現が用いられる、言い換えればナケレバナライはあまり口頭語としては用いられないということであろう。また、テモイは付与用法・判断用法は多く見られるが、被付与用法はあまり発達していない。これは、テモイが被付与用法で用いられる場合には可能表現が用いられる、言い換えればテモイはあまり文章語としては用いられないということであろう。

| | | |
|-------|---------|--------|
| | ナケレバナライ | テモイ |
| 付与用法 | △/命令表現 | ○ |
| 被付与用法 | ○ | △/可能表現 |
| 判断用法 | ○ | ○ |

図表七

3・2 判断の関係

ベキダとホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイ(以下、ホウガイイで代表させる)とは、用法としては判断用法一つしか見られない。このことは、ベキダやホウガイイの例文には、およそすべて「と思う」を下接することができることから確認できる。

また、森山(一九九二・七)では、ベキダとホウガイイとは、いくつかの条件が揃わない限り一人称主語はとりにくいという事実を示し、その理由を次のように論じる。一人称主語が用いられると、「話し手が事態の統制の当事者となると同時に、話し手がその選択における妥当性を提示することになる。つまり、話し手自身の事態の統制の仕方について、話し手自身が判断を与えるような意味になってしまうのである。そうなれば、判断される対象と判断者が同一化することになるのであり、「自分」の意識が統一されたものである限り、不自然な文となってしまうことになるの

である。」という。

(32) a 私は明日朝早く起きなければならぬ。

a'??私は明日朝早く起きるべきだ。

b 私は明日朝早く起きてもいい。

b'??私は明日朝早く起きるほうがいい。

本稿の議論にあてはめれば、原則として判断者と被判断者(行為者)が一致する表現は不自然である、ということになるだろうが、それはその通りであろう。

さらに、森山(一九九七・三二)では、「矛盾選択テスト」

(「するべきだった。が、しなかった。」「するほうがよかった。が、しなかった。」「自由付加テスト」「すべきだが、しなくてもいい。」「するほうがいいが、しなくてもいい。」「のどちらにも合格することから、ベキダとホウガイイはいずれも「相対的価値付与型」に分類されている(ただ、バイ・タライイ・トイイは自由付加テストには必ずしも通らないのではないだろうか(「すればいいが、しなくてもいい」など)。というのも、バイイ・タライイ・トイイはホウガイイのように他の選択肢との比較を表わすものではない。))。

このように、ベキダとホウガイイとはしばしば同じ類型に振り分けられるわけだが、実際置き換えてもそれほど不自然でない場合も少なくない。しかるに、図表六によると、ベキダは(義務判断)、テモイイは(許容判断)というよう

な相違が見出されるはずであるが、このことはどう考えればよいのだろうか。

ここで、ベキダが(義務判断)を表わし、ホウガイイが(許容判断)を表わすとすると、特に後者は、(話し手が他者がある行為を行うことが許容されると判断する)といった意味になるはずであるが、実際には(話し手が他者がある行為を行うことが望ましいと判断する)といった意味となる。すなわち、客観的な状況として当該の行為が許容されているかどうかの判断ではなく、というよりそれに、話し手が当該の行為を(望ましい)と評価する意味が加わっているということになる。どうやら、テモイイのイイは(許諾)を表わしているのに対して、バイイ・タライイ・トイイのイイは(望ましき)を表わしているようである。

このように、ベキダは(義務)の有無を判断するものであり、ホウガイイは(望ましき)の優劣を判断するものであつて、この両者の意味は確かに近似している。しかし、それでもこの両者には違いがあるのでないだろうか。たとえば、(33) a s e はベキダの例、(34) a s e はホウガイイの例であるが、これらのベキダとホウガイイとを置き換えてみると、不可能ではないが、違和感があるように感じられる。そこにはやはり、ベキダが(義務)の有無を判断するものであり、ホウガイイが(望ましき)の優劣を判断するものであるという認識があるからではないだろうか。

a

応神の九年夏、妙な事件が起った。天皇の命によって当時、監察使として筑紫にあつた武内が、殺されたのである。筑紫を裂き、三韓を招いて、天下を有たんとする野望を抱いたというのがその理由であつた。武内の弟甘美内宿禰の讒言であつたと史は言うが、天皇はこれを信じ、敢えて歴代の元勳を廢てようと決意し、事を断行したという事実から、当時の武内の社会的地位を推察すべきである。小林秀雄「蘇我馬子の墓」263

b 怒ほど正確な判断を乱すものはないといわれるのは正しいであろう。しかし怒る人間は怒を表わさないで憎んでいる人間よりもつねに怒せらるべきである。

三木清『人生論ノート』93

c 「それは無駄のことです」と僕は気分を損ねて云つた。

「こうなつたらもう、通信隊の野津大尉に紹介状を書いてもらつて、宇部炭鉱へ直接交渉に行くべきです。石炭統制会社が無くなつた以上、統制令にしたがつてゐるわけには行かんでしよう」井伏鱒二『黒い雨』395

d 「ともかく恋は馬鹿にしないがいい。人間に恋と云う特別のものが与えられている以上、それを馬鹿にする権利は我々にはない。それはどうしても駄目な時は仕方がない。しかし駄目になる処までは進むべきだ。

恋があつて相手の運命が気になり、相手の運命を自分の運命とむすびつけたくなるのだ。…」

武者の行為時実篤『友情』54

e 私は今日から、ものを書く男なぞ好きになるのはやめようと心にきめる。傳夫でも大工でもいいのだ。そんな人と連れ添うべきだ。林芙美子『放浪記』750

(34)

a 私は殆ど出来上つている仕事のノートを、机の上に、少しも手をつけようとはせずに、ほうり出したままに置いて置いた。それを仕上げるためにも、しばらく別々に暮らした方がいいのだと云うことを病人には云い含めて置いたのだ。堀辰雄「風立ちぬ」294

b 「じゃ、譲治さん、ボーイを呼んで頂戴、——ウイスキー・タンサンが一つ、それからレモン・スクオッシュが三つ。……あ、待って、待って！ レモン・スクオッシュは止めるわ、フルーツ・カクテルの方がいいわ」谷崎潤一郎『痴人の愛』235

c 「おいシゲ子、ちよつと參觀交代に行つてくるからな。この日記のこの続き、わしに代つて清書しておくれ。お前の書く、例の水茎のあと麗わしきという書体でない方がいい。なるべく普通の書体で書いてくれ。水茎の何とかというやつは、実用向きでないからな。結婚の世話人が読みにくいかもしれん」

井伏鱒二『黒い雨』41

d 「理一。自分の実子をこんな目にあわせておいて、おまえは、きつと後悔するよ。罰があたるよ。澄江さ

ん、あんたもそうだ。いまに罰があたるよ。わしがい
ま言ったことは、よくおぼえておいた方がいい」悠一
は憎々しげに息子夫妻を見おろして言うど、孫にうな
がされ、部屋を出て行った。立原正秋『冬の旅』550
e 「加藤を無理に山岳会へ引張りこむようなことはし
ない方がいい。それよりも、加藤にはただ山を歩き廻
るばかりではなく、歩いた記録をなにかに発表するよ
うに、外山さんを通して話した方がいい」

新田次郎『孤高の人』394

3・3 義務の関係

ナケレバナライとベキダとの共通点と相違点とに関し
ては、そもそも（付与）／（判断）とを分ける根拠として
論じたので、改めて触れるまでもないだろう。ここでは、
『義務的モダリティの認識的モダリティへの拡張』として
論じられる現象が、ナケレバナライとベキダとにしか生
じないということをつけ加えるに留めておきたい。

その経緯としては、以下のようなことが考えられる。ま
ず第一に、ナケレバナライとベキダとは判断用法があ
るが、判断用法とは推量表現（認識的モダリティ）と同じ
く、認識の次元で働くものであった。第二に、当為表現の
命題は行為、すなわちいずれかの人物の動作でなければな

らないが、ここに非人称の命題が用いられると、人間が意
志的に実現できることではなくなり、当為表現とは言えな
くなる。ここから推量表現が派生されると考えられる。

ナケレバナライが推量表現として用いられている例は
以下のようなものである。推量表現とはいっても、当為表
現に近い意味合いは残っているように感じられる。

(35) a 私の折角の心持がそんな扱いを受けるようではつま
らないし、それに第一、ナオミの真意が夫婦になると
云うのではなく、自分は何処までも自由の立場にいて、
いろいろの男を手玉に取ろう、そして私を手玉の一つ
に加えてやろうと、そう云う魂胆だとすれば、尚更迂濶
なことは云えない。現に彼女はその住所をさえハツキ
リ云わないくらいだから、今でも誰か男があるとと思わ
なければならぬし、それをそのままずるずるべつた
りに妻に持ったら、私は又しても憂き目を見るのだ。

谷崎潤一郎『痴人の愛』573

b 「多分降らないでしょうね、やがて雪雲はきれて、
きらきら輝く冬景色になる」「分るのですか、それが、
なぜでしょう」「理由はない。加藤文太郎の命日は毎年
天気がよかった。だから今年もそうでなければならぬ
」

新田次郎『孤高の人』8

c 「それを考えなくていいのなら、僕は何を苦しよう。
僕は二つの間に立った。僕はどっちかを失わなければ

ならない。僕は友のことを考える。いや友のことは考えすぎた。そして僕はあの人の価値を出来るだけ、ひくく見ようと努力して来た。…」

武者小路実篤『友情』 214

d 「いいえ、加藤さんには分らないのよ。あのひとは女がそばにいないと生きてはいられない男なんです。あの男が生きているかぎりはどこかに女がいなければならぬんです」

新田次郎『孤高の人』 934

e 「あの人には女がいるのよ」金川しまがはつきりいった。「女が、まさか」が、その道具が、「参籠」をするという。参籠とは、道具のなすべからざる精神作業である。参籠は社寺に昼夜ひきこもって祈願をすることだ。当然、願がなければならぬ。道具が願をもつとはどういうことであろう。

司馬遼太郎『国盗り物語』 3287

ベキダが推量表現として用いられている例は以下のよう
なものである。

(36) a 「…あなたが読唇術を習得したのは先見の明があったと言うべきですな」

村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』 161

b 自分たちはその時、喜劇名詞、悲劇名詞の当てっこをはじめました。これは、自分の発明した遊戯で、名詞には、すべて男性名詞、女性名詞、中性名詞などの

別があるけれども、それと同時に、喜劇名詞、悲劇名詞の区別があつて然るべきだ、たとえば、汽船と汽車はいずれも悲劇名詞で、市電とバスは、いずれも喜劇名詞、なぜそうなのか、そのわからぬ者は芸術を談ずるに足らん、喜劇に一個でも悲劇名詞をさしはさんでいる劇作家は、既にそれだけで落第、悲劇の場合もまた然り、といったようなわけなのでした。

太宰治『人間失格』 200

c すると伯父は持つていたフォークを置いて、そんなけちな事を考える必要はないと言った。お前のお母さんはまだ若いし、元気だ。学資はいままで通りに続けてやるから、やれる所までやってみる。お前にそれだけの能力があるものならば、能力の限りを發揮するのが正しい生き方というべきだ。お母さんだつてきつと喜んでくれるだろう。 石川達三『青春の蹉跌』 154

d 成功と幸福とを、不成功と不幸とを同一視するようになって以来、人間は真の幸福が何であるかを理解し得なくなつた。自分の不幸を不成功として考えている人間こそ、まことに憐れむべきである。

三木清『人生論ノート』 132

〔許容〕の表現に関してまず問題になるのは、まず第一に、本当にこれらが〔付与〕と〔判断〕とに二分されるのかということである。テモイイと、バイイ・タライイ・トイイとは、いずれも条件表現出自であり（ホウガイイだけは主述構造）、後件がいずれもイイであるなど、共通点が少なくない。にも拘わらず、テモイイは〔許容付与〕となり、ホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイは〔許容判断〕となると考えてきた。このように類似した形態であるにも拘わらず、本当に二分されるのか。そして実際に二分されているとして、どうしてそうなるのか、ということである。

第二に、これらを〔許容〕に位置付けることは妥当であるのか、ということである。テモイイが〔許容〕であることは第1節の議論からも当然であるとして、問題はホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイも〔許容〕とすることが出来るか、ということである。これらは、むしろ〔望ましき〕という意味が表立っており、イレギュラーな振る舞いをすることは先に見た。また、そのために〔義務〕側のベキダと近い意味となり、しばしば同じ類型に入れられる。それなら、ホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイを〔許容〕の枠に入れるのは果たして妥当であろうか。

まず第一の問題に関しては、事実の確認から始めなくて

はならない。テモイイが〔付与〕であることは、第3・1節で丁寧にたどったのですでに確認済みである。ここで確認が必要なのは、ホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイが〔判断〕しか表わさないのか、ということである。実際の以下のような用例を見渡してみても、およそ「と思う」を下接させることもでき、〔判断〕を表わしていると言うことができそうである。

- (37) a 「きみはいくつだっけ?」「もう忘れたの? この夏が終るとはたちよ」(と嘘をつく)「ああ。それならばくのことをパパとよんでもおかしくない年だな。はたちをすぎたらそれはやめてくれ。それからタバコもやめたほうがいいね。はじめてキスしたとき男の子としてるような感じだったよ」 倉橋由美子『聖少女』24
- b 「早苗さんも、いい先生になってね。早苗さんもおつと、おしゃべりのほうがいいな。これも先生のおせんべつ。」かたをたたくと、早苗はこっくりしてだまつてわらった。 壺井栄『二十四の瞳』286
- c 「いくらなんでもいま時分に出発するということはねえだろう。いまごろ出て見ろ、直ぐ暗くなる。月はねえし、とにかく寒くて、どうにもこうにも動きが取れなくなる。やめたほうがいいね」と清作がいった。

d 「食事のあと片づけはぼくがやって置くから、風が

新田次郎『孤高の人』1453

強くならないうちに行つて来たほうがいい」加藤は三人をいそがせた。

新田次郎『孤高の人』 1522

e 「だめだ」栄二は首を振つた、「おれにはそんな値打ちはありやあしねえ、詫びを入れて綿文へ帰るほうがいい」

山本周五郎『さぶ』 151

(38) a 蛭もやみくろも爪のはえた魚も、地下の世界で好きなように暴れまわればいい。

村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』 873

b 「そんなに仰有らなくていいのよ。御旅行遊ばせよ。

いいわ、多分仕ないって云つて下すつたんですもの。私がおか云つておやめさせしちやあ悪いわ。おいで遊ばせよ。上方なら大阪のお祖母さんの所へ行つていらつしやればいいわ。お祖母さんに貴方の監督をお頼みして置くわ」

志賀直哉『好人物の夫婦』 61

c 荷物を川のなかへ放りこんでやろうかと思つた。競争はいやだ。勝敗はどちらでもいい。早く済みさえすればいい。いわゆる正義の戦争よりも不正義の平和の方がいい。

井伏鱒二『黒い雨』 352

d 鮎太が彼の傍から立ち去ろうとすると、その青年は、緩慢な動作で二、三步海の方へ歩きながら、「行きたきゃあ、行けばいい」と言つた。

井上靖『あすなる物語』 166

e 彼はひとりで咳くようにいいました。「このむこう

の洞穴にいたくさんの負傷兵たちは、みなはやくすめばいい、といつているのだが……」

竹山道夫『ビルマの堅琴』 275

(39) a 「もうその花は萎んでしまつたじゃないか、好い加減に捨てておしまい」そう云つても彼女はなかなか承知しないで、「大丈夫よ、水をやつたら又直ぐ生き返るから、河合さんの机の上へ置いたらいいわ」と、別れるときにその花束をいつも私にくれるのでした。

谷崎潤一郎『痴人の愛』 39

b 「しかし、国民のために存在する官庁が、こんなことでは……」と星は意気こんだが、多くの者は消極的だつた。「そんなに行きたいのなら、行つてみたらいい。しかし、ここはアメリカでないことを知らされるのがおちだろいな」

星新一『人民は弱し官吏は強し』 96

c 「丁度いい、加藤君、ロツククライミングつてどんなものかよく見ていくがいい。なんなら、あとで藤沢先生から手ほどきして貰つたらいい……」

新田次郎『孤高の人』 200

d 「お前と母さんは、朝早い新幹線で行つて、向うで受けとる準備をしていなさい」「悪いね」「何もいらな

い、つたつて、何かいるものがあるかも知れないから、母さんが行つたらいい」

曾野綾子『太郎物語』 759

e 前方のもうひとりが「彼」の顔をのぞきこんだ。「ち

よっとその姐ちゃんを貸してもらうぜ。ま、二時間か三時間か、そこいらですむからさ。お前、おれたちがやってる間、横で見えて楽しんでたらしいよ。な」

筒井康隆『エディプスの恋人』 233

(40) a 「強制することは絶対にありますわ。みんな芸者さんの自由なんですわ。宿屋でもそういうお世話は一切しないの。ほんとうなのよ、これ。あなたが誰か呼んで直接話してごらんになるといいわ。」

川端康成『雪国』 29

b 良人は細君の赤い眼を見た。それからその手紙を読んだ。「直ぐ行くといい」「そう？ 行くなら早い方がいいかもしれないわね」「そうだよ。東京を今夜の急行で 出掛けられるように早速支度をするといい」「そんならそうしましょうか。早く行って早く帰って来る方がいいわ。同じ事ですもの」「早く帰る必要はないから、ゆっくり看護を上げてあげるといいよ」

志賀直哉『好人物の夫婦』 67

c 彼はあつげに取られて、すみえの顔をまじまじと見ていると、「お台どころはそつちよ。お炭のあるところ、お嬢さんに聞くといいわ。」 山本有三『路傍の石』 449

d 「大丈夫よ！ あんな家なんか出て来た方がいいのよ。自分の意志通りに動けば私は後悔なんてしない事よ。」 「元氣を出して働くわねえ。あんたは一生懸命勉

強するといいわ……」

林芙美子『放浪記』 185

e 「あそこへ行ってる。ずいぶん奇体だねえ。きつとまた鳥をつかまえるとこだねえ。汽車が走って行かないうちに、早く鳥がおおりるといいな。」と云った途端、がらんとした枯梗いろの空から、さつき見たような驚が、まるで雪の降るように、ぎやあぎやあ叫びながら、いっばいに舞いおりて来ました。

宮沢賢治『銀河鉄道の夜』 349

ちなみに、高梨(二〇一〇・六)では、制御可能で未実現の事態を聞き手に対して述べる場合には、テモイイは「許可」となり、ホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイは「勧め」となるという。

(41) a 風邪を引いたのなら、明日は休んでもいい。

b 風邪を引いたのなら、明日は休んだほうがいい／休めばいい／休んだらいい／休む といひ。

確かにそのように意味規定をしたいニュアンスは感じられる。表だって感じられる違いは、テモイイは単にそのことが許容されることを表わすのみであるが、ホウガイイなどはむしろそのことを積極的に(望ましい)こととして勧める意味合いが感じられる。

ここで、この発話が誰によって発せられるかを考えてみると、たとえば、生徒に対して先生が発する発話としては(41) a が自然で、生徒同士で発する発話としては(41) b の方が

自然であるように思われる。言い換えれば、当該行為の決定権がある者の発話としてはテモイがふさわしく、単に意見を述べるだけの発話としてはホウガイイなどがふさわしいということになるようである。この違いは〈許容付与〉と〈許容判断〉の違いと言つてよい。要するに、高梨(二〇一〇・六)の「許可」と「勧め」とは、〈許容付与〉と〈許容判断〉(に〈望ましき〉が加わったもの)とのことであると了解できる。

このように、ホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイは〈判断〉を表わしているということは、事実として認められるとして、どうして形態的にはよく似ているテモイが〈付与〉を表わすのに対して、これらは〈判断〉を表わすのだろうか。今のところ完全な説明とはいかないが、まずテモイに含まれる〈並列〉のモが当該事態を他の事態と同等のものであることを表わすために、くイイが一方より他方が〈望ましい〉という意味を表わすことができず、〈許容〉(第1節で「諾」と呼んだ)を表わすことになる。それに対して、ホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイについては、くイイは当該命題が(他方より)〈望ましい〉ことを表わすのである、というような説明はできるかもしれない。

第二の問題に関しては、事実としてホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイが、〈望ましき〉という意味を持つているために、〈義務〉〈許容〉のいずれに配属されるべきか、

明確でない。あるいは、〈義務〉〈許容〉とは異なった、〈望ましき〉といった第三の分類枠を設ける必要があるのかもしれない。ただ、これらとテモイとの形態的な類似から〈許容〉側であると考え、さらにこれらが〈判断〉を表わすことから、テモイが〈付与〉を表わすことと対にすることができするために、〈許容判断〉の枠にこれらを位置付けたわけである。とはいふものの、許容される複数の選択肢があり、その上である選択肢を〈望ましい〉と判断するということとは不自然なことではない。(二)では、これらは〈許容判断〉に〈望ましき〉が上乗せされたものであると考えたい。ちなみに、〈望ましき〉を含まない〈許容判断〉はテモイが拡張した判断用法によつて表わすことができる。

ホウガイイ・バイイ・タライイ・トイイ相互の使い分けについては、高梨(一九九五・三、九五・一〇a、九九・七、二〇〇二・六、一〇・六)などに詳細に記述されている。しかし、これらが〈望ましき〉についての〈判断〉を表わすという点においては共通しており、相違はどのような点において〈望ましい〉のかにあるようである。ここでは、これらの体系上の位置付けについて検討を加えた。

4 当為表現の語用論的分析

高梨(二〇〇二・六、一〇・六)では、当為表現の表わす意味に関して、当該事態の制御可能性(制御可能/制御不可能)と当該事態の実現状態(未実現/非実現)という二つの基準を交差させて、四つの領域を提示し、それぞれに対して異なった意味を当てはめている(図表八)。

| | | | |
|-------------|--------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|
| ② 当該事態の實現状態 | 實現 | ① 当該事態の制御可能性 制御可能 ↓ ○ (為判断) | ③ 行為者の人称 聞き手 ↓ ○ (聞きかけ性) ↓ (勧め) |
| | 未實現 | ② 行為者の人称 聞き手以外 ↓ × (聞きかけ性) | ④ 制御不可能 ↓ × (為判断) |
| 實現 | ③ 行為者の人称 話し手 ↓ (後悔) | ① 当該事態の制御可能性 制御可能 ↓ ○ (為判断) | ③ 行為者の人称 話し手 ↓ (後悔) |
| 未實現 | ② 行為者の人称 話し手以外 ↓ (不満) | ② 行為者の人称 話し手 ↓ (後悔) | ④ 制御不可能 ↓ × (為判断) |
| | (b) | (a) | (c) |
| | (d) | (c) | (d) |

図表八

たとえば、以下のような表現がそれぞれの場合に該当する。

(42) a 面白い発表があるから、君も日本語学会に出席すればいい。
(勧め)

b 面白い発表があったのなら、私も日本語学会に出席すればよかった。
(後悔)

c 面白い発表があったのだから、君も日本語学会に出席すればよかったのに。
(不満)

d 明日は楽しみにしていたハイキングだから、晴れてくれるといいのに。
(願望)

e 今日は楽しみにしていたハイキングだったから、晴れてくれればよかったのに。
(不満)

しかるに、このような現象は、何も当為表現に限られるものではない。希望・願望表現にも命令表現にも可能表現にも、さらには反実仮想表現にも事実描写表現にも見られる。すなわち、まず希望・願望表現にも、ほとんど同様の含意を持つものがある。

(43) a 面白い発表があるから、君も日本語学会に出席してほしい。
(勧め)

b 面白い発表があったのなら、私も日本語学会に出席したかった(のに)。
(後悔)

c 面白い発表があったのだから、君も日本語学会に出席してほしいのに。
(不満)

d 明日は楽しみにしていたハイキングだから、晴れてほしい。
(願望)

e 今日は楽しみにしていたハイキングだったから、晴れてほしかったのに。
〈不満・残念〉

命令表現も希望・願望表現と同じような振舞いをする。

(44) a 面白い発表があるから、君も日本語学会に出席しない。
さ。 〈勧め〉

b 面白い発表があったんだから、君もきちんと日本語学会に出席しなさいよ。
〈後悔〉

c 雨、雨、降り、降り。
〈願望〉

d (雨が降っているのを見て) 今日を楽しみにしていたハイキングなんだから、晴れてくれよ。
〈不満〉

同様に、可能表現にも、ほぼ同様の含意を持つものがあるが、〈可能〉という機能の制約上、〈制御可能〉の側(上半分)しか存在しない。

(45) a 面白い発表があるんだが、君も日本語学会に出席できよ。
〈勧め〉

b 面白い発表があったのなら、私も日本語学会に出席できた(のに)。
〈後悔〉

c 面白い発表があったが、君も日本語学会に出席できなかったのに。
〈不満・残念〉

また、反実仮想表現も、その機能上、〈非実現〉側(左半分)しか存在しない。

(46) a 面白い発表があると教えてくれたら、私も日本語学会に出席したのに。
〈後悔〉

b 誰か面白い発表があると教えてあげたら、君も日本語学会に出席したのに。
〈不満〉

c ハイキングが先週の日曜日だったら、晴れだったのに。
〈不満・残念〉

さらに、事実描写表現も、その機能上、〈既現実〉側(左半分)しか存在しない。

(47) a 誰も面白い発表があると教えてくれなかったから、日本語学会に出席しなかった。
〈後悔〉

b 面白い発表があったのに、君は日本語学会に出席しなかったな。
〈不満・残念〉

c ハイキングは今週だったから、大雨になってしまった。
〈不満・残念〉

こうしてみると、特に〈後悔〉〈不満・残念〉といった意味は、当為表現に特殊なものではなく、何らかの条件が揃えば、さまざまな表現に現れうるものであるように思われる。それならば、どのような条件でそのような意味が派生するのだろうか。どうやら、〈後悔〉〈不満〉の含意が生じるのは、〈望ましい〉(非実現)事態と〈望ましくない〉(現実)とが対比関係にある場合であるようだ。自分自身のことについてこの対立が存在する場合に〈後悔〉という含意が生じ、他者のことについてこの対立が存在する場合に〈不満・残念〉という含意が生ずるということのようにである(図表九)。

望ましい(非実現)事態

(望ましくない)現実

対
比

人事(二人称) … (後悔) 表
人事(二人称) … (不満) 表

図九

逆に、現実には望ましい事態が成立した場合には、(安堵)

・(満足)の含意が生じると言うこともできる。

(47) d ハイキングが先週だったら大雨だったが、今週だったので晴天に恵まれた。

(安堵・満足)

望ましい事態

一致 …… (安堵・満足) 表

現実

図十

このように、(後悔) (不満・残念) (あるいは(安堵・満足)) という意味合いは、当為表現のみに生じるものではなく、それ以外のさまざまな表現類型が、(望ましくない) (望ましい) 事態) と (現実) との対比関係が背後に想定できる場合に広く見られる。ということは、これらの意味合いは、当為表現に限らず、ある条件が揃えば自然に派生する語用論的含意であると了解すべきであり、個々の表現の意味に組み入れる必要はないと思われる。

おわりに

本稿では、当為表現はまだどのような体系をなしているのか明確でない現状に鑑み、まずは体系全体を明るみに出すように試みた。そのために、よく知られた(義務) / (許容) という対立概念に加え、(付与) / (判断) という対立概念を導入した。それによって当為表現の各形式の位置付けはおよそ明らかになったと思われるが、(望ましき) という意味を含む(許容判断)に関しては、再考の余地があるかもしれない。また、そのような趣旨であったため、ひとつひとつの形式の意味の記述はまだ不十分である。さらに考察を深めたい。

資料

石川淳「処女懐胎」・「山桜」・石川達三『青春の蹉跌』・伊藤左千夫「野菊の墓」・井上靖『あすなる物語』・井伏鱒二「黒い雨」・大江健三郎「戦いの今日」・大岡昇平『野火』・川端康成『雪国』・倉橋由美子『聖少女』・小林秀雄「蘇我馬子の墓」・志賀直哉「好人物の夫婦」・「晩秋」・司馬遼太郎『国盗り物語』・島崎藤村『破戒』・曾野綾子『太郎物語』・竹山道夫『ピルマの堅琴』・太宰治『人間失格』・谷崎潤一郎『痴人の愛』・筒井康隆『エディプスの恋人』・壺井栄『二十四の瞳』・夏目漱石『こころ』・新田次郎『孤高の人』・林芙美子『放浪記』・福永

武彦『草の花』・星新一『人民は弱し官吏は強し』・堀辰雄『風立ちぬ』・松本清張『点と線』・三木清『人生論ノート』・三島由紀夫『金閣寺』・宮沢賢治『銀河鉄道の夜』・武者小路実篤『友情』・村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』・山本周五郎『さよ』・山本有三『路傍の石』・吉村昭『戦艦武蔵』・CD-ROM版『新潮文庫の二〇〇冊』

第三百三十九号 pp.84-86

寺村 秀夫(一九八四・九)『日本語のシンタクスと意味 II』くろしお出版

田中 章夫(一九八七・七)『思考と表現』『国文法講座 6 時代と文法—現代語』明治書院 pp.31-54

田中 章夫(一九八七・七)『思考と表現』『国文法講座 6 時代と文法—現代語』明治書院 pp.31-54

益岡 隆志(一九八七・七)『モダリティの構造と意味—価値判断のモダリティをめぐる—』『日本語学』第六巻第七号

益岡 隆志(一九八七・七)『モダリティの構造と意味—価値判断のモダリティをめぐる—』『日本語学』第六巻第七号

参考文献

pp.30-40

古田 拓(一九六五・四、五)『復習と実験(1)・(2)—テーマ「なければならぬ」—』『教育科学国語教育』第七巻第五、六号 pp.107-112,113-118

奥田 靖雄(一九八八・三)『文の意味的なタイプ—その対象的な内容とモダルな意味とのからみあい—』『教育国語』第九十一号 pp.14-28

pp.107-112,113-118

田中 章夫(一九六七・四)『江戸語・東京語における当為表現の麥遷』『国語と国文学』第四十四巻第四号 pp.102-114

森田 良行(一九八八・七)『日本語の類義表現』創社社
森田 良行・松木 正恵(一九八九・五)『日本語表現文型—用例中心・複合辞の意味と用法—』N A F L 選書5 アルク

橋本 峰雄(一九六九・二)『文体からみた明治思想家 西田幾多郎—「なければならぬ」のロジック・グラマー・レトリック—』『思想の科学』第八十四巻第二号 pp.38-43 (思想の科学社)

田野村忠温(一九九〇・九)『文における判断をめぐる—』崎山理・佐藤昭裕編『アジアの諸言語と一般言語学』pp.785-795 三省堂

思想の科学社)

三省堂

田中 章夫(一九六九・六)『近代東京語の当為表現』『佐伯梅友博土古稀記念 国語学論集』表現社 pp.649-673

市川 保子(一九九一・三)『従属節と「にちがいない」「はずだ」「べきだ」「わけだ」—上級レベルの学生の誤用を通して—』『筑波大学留学生教育センター日本語教育論集』第六号 pp.19-33

阪田 雪子・倉持 保男(一九八〇・三)『教師用日本語ハンドブック④文法II—助動詞を中心にして—』国際交流基金

『筑波大学留学生教育センター日本語教育論集』第六号 pp.19-33

高橋 太郎(一九八〇・三)『ことばの質問箱』『…するほうがいい』『…したほうがいい』はどちらが正しいか』『言語生活』

仁田 義雄(一九九一・六)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房

『…したほうがいい』はどちらが正しいか』『言語生活』

房

井島 正博 (一九九一・八) 「可能文の多層的分析」『日本語のヴェ

イスと他動性』くろしお出版 pp.249-189

須田 義治 (一九九一・一〇) 『なければならぬ』の文』『東京外

國語大学日本語学科年報』第十三号 pp.99-125

丹羽 哲也 (一九九一・一二) 『べきだ』と『なければならぬ』

『大阪学院大学人文自然論叢』第二十三・二十四号

pp.53-72

森山 卓郎 (一九九二・七) 「価値判断のムード形式と人称」『日本

語教育』第七十七集 pp.26-35

井島 正博 (一九九三・一〇) 「数量表現とモダリティ」『松村明先

生喜寿記念 國語研究』明治書院 pp.813-827

玄 宜青 (一九九四・一〇) 「現代語の當為誠判断をあらわす諸形

式の意味タイプ」『中国語学』第二百四十一号 pp.59-68

白川 博之 (一九九五・三) 「タラ形・パ形で言います文」『広島大

学日本語教育学科紀要』第五号 pp.33-41

高梨 信乃 (一九九五・三) 「条件接続形式による評価的複合表現—

スルトイイ、スレバイイ、シタライイ—」『阪大日本語研

究』第七号 pp.39-54 (大阪大学)

原田 登美・小谷 博泰 (一九九五・三) 「言い訳と失意の表現構造

—くもりだった、くはずだった、べきだったの場合

—」『甲南大学紀要 文学編』第九十九号 pp.122

郷丸 静香 (一九九五・六) 「現代日本語の當為表現—『なければな

らない』と『べきだ』—」『三重大学日本語学文学』第六

号 pp.29-39

沖 裕子 (一九九五・一〇) 「勉め依頼表現について」『日本語

学』第十四卷第十一号 pp.42-49

高梨 信乃 (一九九五・一〇 a) 「スルトイイとスレバイイとシタラ

イイ—条件接続形式による評価的複合表現①—」『日本語

類義表現の文法 上 単文編』くろしお出版 pp.235-243

高梨 信乃 (一九九五・一〇 b) 「シテモイイとシテイイ—条件接続

形式による評価的複合表現②—」『日本語類義表現の文法

上 単文編』くろしお出版 pp.244-252

野林 靖彦 (一九九六・一) 『べきだ/ホウガイイ』『ナケレバナラ

ナイ』が表し分ける評価的態度の差異と類似」『文藝研究』

第四百一十一号 pp.1-11

高梨 信乃 (一九九六・三) 「条件接続表現を用いた〈勉め〉表現—

シタライイ、シタラ、シタラドゥ—」『現代日本語研究』

第三号 pp.1-15 (大阪大学)

野林 靖彦 (一九九六・九) 『べきだ』『ナケレバナラナイ』『

ザルラエナイ』—3形式が表わす當為判断の連関—」『東

北大学文学部日本語学科論集』第六号 pp.69-80

田村 直子 (一九九七・二) 「必然系と可能系のモダリティ—条件的

接続表現によるモダリティ形式を例に—」『日本語と日本

文学』第二十四号 pp.32-40 (筑波大学)

森山 卓郎 (一九九七・三) 「日本語における事態選択形式—『義務』

『必要』『許可』などのムード形式の意味構造—」『國語

学』第百八十八集 pp.123-110

尾崎 奈津 (一九九七・九) 「否定の条件表現『ナケレバ』の意味・

機能』『岡山大学言語学論叢』第五号 pp.89-116

田村 直子 (一九九七・一二) 「共起制限にみる命題とモダリティの

関わり』『筑波応用言語学研究』第四号 pp.83-96

王 彦花 (一九九八・三) 「類義語研究」 “…ベキだ”、 “…は

ずだ”、 “…わけた” — 不完全等同漢語的 “応該” …—

『日語学習与研究』第九十二号 pp.59-61 (対外経済貿易

大学)

曹 美庚 (一九九八・三) 「事態選択に関する一考察—『ルぼうが

い』と『タぼうがい』—』『国文論叢』第二十六号

pp.62-77 (神戸大学)

劉 笑明 (一九九八・五) 「判断系のモダリティ—『なければなら

ない』『べきだ』を中心に—』『国語国文研究』第百九号

pp.64-58 (北海道大学)

田村 直子 (一九九八・一二) 「命題要素のモダリティ化について—

ナケレバナライヤテモイイ等を例に—』『筑波応用言語

学研究』第五号 pp.1-14

阿曾村陽子 (一九九八・三) 『ほうが』にこころの一考察』『湘

南文学』第三十三号 pp.147-155 (東海大学)

雨宮 雄一 (一九九八・三) 「現代日本語における義務論理的表現—

『して(も)い』『しなればならぬ』をめぐって—』

『大阪大学日本学報』第十八号 pp.59-69

奥田 靖雄 (一九九八・三) 「現実・可能・必然(下)—しなれば

ならない—』『ことばの科学』第九号 むぎ書房 pp.195-261

中島 孝幸 (一九九八・三) 「当然を表すモダリティ形式について—

ハズダとベキダ—』『甲南大学紀要 文学編』第百十一号

pp.15-28

花崗 悟 (一九九八・六) 「条件形複合用言形式の認定』『国語学』

第百九十七集 pp.39-53

高梨 信乃 (一九九八・七) 「評価的複合表現スルホウガイイについ

て』『神戸商船大学紀要 第一類文科論集』第四十八号

pp.56-46

田村 直子 (一九九八・七) 「ナケレバナライの用法と命題要素と

のかかわり—ザルヲエナイ、ベキダ、ハズダとの置換性

を手がかりに—』『日本語教育』第百一号 pp.21-30

雨宮 雄一 (二〇〇〇・三) 『するべきだ』『したほうがいい』と『こ

なくてはいけぬ』の違いにこころの覚え書き』『現代日

本語研究』第七号 pp.12-24 (大阪大学)

高梨 信乃 (二〇〇〇・七) 「複合形式セザルヲエナイ類について」

『神戸商船大学紀要第一類 文科論集』第四十九号

pp.66-57

山西 正子 (二〇〇一・一) 「現代語における当為表現』『目白大学

人文学部紀要 言語文化篇』第七号 pp.120-110

杉村 泰 (二〇〇一・三) 「ヨウダとベキダの主観性』『言語文化

論集』第二十二卷第二号 pp.59-73 (名古屋大学)

田村 直子 (二〇〇一・三) 「複合文末形式の意味と用法―ナケレバ

ナラナイやテハイケナイを例に―」『意味と形のインターフェイス 中右実教授選歴記念論文集上』くろしお出版 pp.423-433

杉村 泰 (二〇〇一・六) 「現代日本語における文末表現の主観性

―ヨウダ、ソウダ、ヘキダ、ツモリダ、カモシレナイ、ニチガイナイを対象に―」『世界の日本語教育 日本語教育論集』第十一号 pp.209-224

川端 芳子 (二〇〇二・一) 「表現形式と表現にとの対応―シタホウ

ガイイとスレバイイを比較して―」『新潟産業大学人文学部紀要』第十三号 pp.1-16

中島 孝幸 (二〇〇二・三) 「必要を表す構文について―『勝たなけ

ればならない』をめぐる―」『甲南大学紀要 文学編』第百二十三号 pp.17-28

高梨 信乃 (二〇〇二・六) 「第3章 評価のモダリティ」『新日本

文法選書4 モダリティ』くろしお出版 pp.80-120
田辺 正美・湯本久美子 (二〇〇二・一〇) 『シナケレバナラナイ』

・『スキキダ』における Deontic Modality から Epistemic Modality への意味の拡張』『青山国際政経論集 橋本光郎教授退任記念号』第五十八号 pp.41-74

周 英 (二〇〇四・三) 「価値判断のモダリティ形式『ヘキダ』

と認識系モダリティ形式との承接に関する記述的研究」『中国語・日本語学論文集 平井勝利教授退官記念』白

帝社 pp.505-523

高梨 信乃 (二〇〇四・二) 「必要がある』『必要がない』―評価のモダリティ形式として―」『神戸大学留学生センター紀要』第十号 pp.39-50

高梨 信乃 (二〇〇四・三) 「評価のモダリティ形式のタ形について

―『べきだった』なくてはいけなかった』『ざるを得なかった』―」『日本語文法』第四卷第二号 pp.38-74
野田 春美 (二〇〇四・三) 「浜崎あゆみの『命』と宇多田ヒカルの『許容』―歌詞における当為表現―」『人文学部紀要』第二十四号 pp.11-21

川島 信恵 (二〇〇四・一) 「当為・評価のモダリティの否定―シ

テハイケナイとシナクテモイイ―」『日本語・日本文化研究』第十四号 pp.37-47

井上 明子 (二〇〇五・三) 「自然談話における縮約形使用実態―『な

ければなきや』『てしまう/ちやう』『では/じゃ』『の/ん』―」『日本語教育論集』第十四号 pp.1-8 (姫路獨協大学)

高梨 信乃 (二〇〇五・三) 「評価のモダリティを表す助動詞『べき

だ』』『神戸大学留学生センター紀要』第十一号 pp.1-15
小矢野哲夫 (二〇〇五・五) 「ディオンティック・モダリティをめぐる―言語行動の観点からの『しななければならない』の事例分析―」『日本語学の蓄積と展望』 pp.300-320 明治

書院

高梨 信乃 (二〇〇六・三)「助動詞『ものだ』『い』とだ』—評価のモダリティを表す用法—」『神戸大学留学生センター紀要』第十二号 pp.1-23

広川 雅子 (二〇〇六・三)「新聞社説における文末・文中の『べき』の実態」『同大語彙研究』第八号 pp.1-12 (同志社大学)

高梨 信乃 (二〇〇六・一〇)「評価のモダリティと希望表現—タ形の性質を中心に—」益岡隆志・野田尚史・森山卓郎編『日本語文法の新地平2—文論編』pp.77-97 くろしお出版

高梨 信乃 (二〇〇七・三)「評価のモダリティと実行のモダリティ」『神戸大学留学生センター紀要』第十三号 pp.35-54

張 根寿 (二〇〇八・五)『しなければならぬ』形式に関する日韓対照研究』『日本学報』第七十五号 pp.87-98 (韓国日本語学会)

梓沢 直代 (二〇〇九・三)『はずだ／べきだ』の日中意味分析と文型指導』『日本語教育学研究への展望』柏崎雅世教授退職記念論文集』ひつじ書房

程 炎 (二〇〇九・一〇)「日本語の助動詞『べきだ』と中国語の能願詞『應該』—意味的対応関係と人称制限問題を中心に—」『日中言語研究と日本語教育』第二号 好文出版 pp.63-73

杉浦 滋子 (二〇一〇・三)「日本語における当為表現—」論集 言語と文明』第八号 pp.43-60

高梨 信乃 (二〇一〇・六)「評価のモダリティ—現代日本語における記述的研究—」くろしお出版

王 其莉 (二〇一〇・三)「日本語の『べきだ』『はずだ』と中国語の『應該』」『文芸研究』文芸・言語・思想』第七十七号 pp.91-79 (東北大学)

(いじま まさひろ 人文社会系研究科 教授)